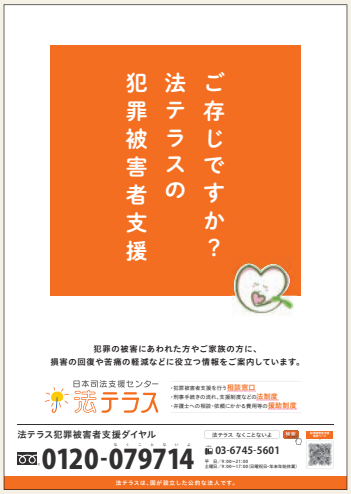
5. 犯罪被害者支援業務

5－1　令和７年度における業務の概況

（１）犯罪被害者支援業務におけるアクセス状況

令和７年度は、コールセンターに設置している犯罪被害者支援ダイヤルへの問合せ件数（資料5-7）と地方事務所への問合せ件数（資料5-11）が、ともに業務開始以来最も多くなった。これは、コールセンター全体へのアクセス数が増加したこと、犯罪被害者支援に対する社会的な関心が高まっていることが影響しているものと受け止めている。なお、資料5-1は、センターが作成して関係機関等に配布しているポスターであり、このほか様々なポスターやリーフレットを配布し、広報・制度周知に取り組んでいる。

資料 5-1　**犯罪被害者支援ポスター**
（リーフレットは「法テラスの刊行物」182ページ参照）



一般の方向けポスター

（２）DV等被害者法律相談援助業務及び犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介業務の状況

DV等被害者法律相談援助及び犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介においても、制度開始以来最も多い対応件数となった。これは、犯罪被害者支援ダイヤル等への問合せ件数の増加に伴い、その先にある制度利用へとつながった結果と言える。また、DV等被害者法律相談援助は、相談内容の性質上、相談時間が長くなる傾向にあるため、令和８年１月に相談時間が60分以上を要した場合の法律相談料支出基準を設ける規程改正を行い、利用者等のニーズに応えた。

（３）犯罪被害者等法律援助業務（犯罪被害者等支援弁護士制度）の運用開始

令和６年４月24日に公布された総合法律支援法の一部を改正する法律が令和８年１月13日に施行されたことにより、殺人や性犯罪などの犯罪被害にあわれた方やその家族などが、刑事・民事・行政その他の様々な手続について、弁護士による法律相談や法律事務等を包括的に受けられる制度（犯罪被害者等法律援助業務）を開始した。

なお、資料5-2は犯罪被害者等法律援助を解説した動画であり、資料5-3に掲載したポスター等を含め制度周知等に利用している（詳細は「特集２」27ページ参照）。

資料 5-2 犯罪被害者等法律援助（犯罪被害者等支援弁護士制度）説明動画



公式YouTube

※こちらから動画を
御覧いただけます。

資料 5-3 犯罪被害者支援ポスター（被害者向け）（リーフレットは「法テラスの刊行物」182ページ参照）



犯罪被害者等法律援助
（犯罪被害者等支援弁護士制度）ポスター



被害にあわれた方向けポスター

（4）研修の実施

令和７年度においても昨年度に引き続き、性犯罪・性暴力被害者に対する支援をより適切に行うため、全国の法テラス地方事務所の担当職員が内閣府主催のオンライン研修を受講した。

また、児童虐待の被害者対応を適切に行うため、外部（NPO法人）講師による被虐待児への初期対応技術に関する研修を実施した。

そのほかにも、犯罪被害者等法律援助業務の運用開始を控え、被害者等からの問合せ増加が見込まれたため、ロールプレイ方式による内部研修の実施、関係機関が開催する研修への積極的な参加、職員同士が業務知識や経験を共有する勉強会の開催及び心理専門職による犯罪被害者等への心理的配慮等に関する講義等を通じて、職員による二次的被害の防止や対応能力の向上に取り組んだ。

5－2　業務の概要

法テラスが実施する犯罪被害者支援業務は、犯罪の被害にあわれた方やその家族などが、必要な支援を途切れることなく受けられるように、次の業務を行うものである。

（ア）犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内（紹介、取次ぎ等）
（イ）刑事手続の仕組みや、損害の回復や苦痛の軽減を図るための制度に関する情報の提供
（ウ）犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介
（エ）DV等被害者法律相談援助業務
（オ）被害者国選弁護関連業務
（カ）被害者参加旅費等支給業務
（キ）犯罪被害者等法律援助業務

なお、資料5-4は上記の各業務をまとめて解説した動画になっており、資料5-5は援助制度につながるまでの犯罪被害者支援業務の流れを示した図である。経済的に余裕がなく、資力などについて一定の要件に該当する被害者等が援助制度を利用することができる。

資料 5-4　**法テラスの犯罪被害者支援業務説明動画**



公式YouTube

※こちらから動画を御覧いただけます。

資料 5-5 犯罪被害者支援業務の流れ

アクセス

コールセンター
犯罪被害者支援ダイヤル
０１２０－０７９７１４
なくことないよ
- 犯罪被害者支援の研修を受けたオペレーターが対応
- 必要に応じ、地方事務所へ取次ぎを行う

お近くの法テラス（地方事務所）
- 面談又は電話で問合せを受付
- 必要に応じ、地方事務所間で取次ぎを行う

ホームページ
- 犯罪被害者支援に関する制度や情報の紹介
- 全国の法テラス地方事務所・相談窓口の検索
- ＦＡＱ検索

案内・紹介

法制度の紹介
被害に関する刑事手続に適切に関与したり、損害の回復や苦痛の軽減を図るための法制度情報（刑事手続の流れ、各種支援制度など）を紹介

相談窓口の案内
犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携のもと、各地の相談窓口情報を収集し、「その方が必要とされている支援」を行っている窓口を案内

弁護士の紹介
弁護士による相談・支援が必要な場合には、個々の状況に応じ、地方事務所の担当者から、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介

弁護士費用等に関する援助制度

※利用には、それぞれ一定の要件等がある

犯罪被害者等法律援助（犯罪被害者等支援弁護士制度）
（刑事／民事／行政手続等）
殺人や性犯罪などの犯罪被害にあわれた方やその家族などが、刑事・民事・行政その他の様々な手続について、弁護士による法律相談や法律事務等を原則無料で受けられる制度
（令和８年１月13日開始）

民事法律扶助（民事裁判等手続）
民事裁判等手続に関して、無料法律相談や弁護士費用等の立替えを行う制度
（例）・損害賠償命令制度の利用
・損害賠償請求（訴訟等）
・保護命令申立て　など

DV等被害者法律相談援助
（民事／刑事／行政手続）
DV、ストーカー、児童虐待の被害にあわれた方に対し、資力にかかわらず、弁護士による法律相談を実施する制度
（平成30年１月24日開始）

被害者参加人のための国選弁護制度（刑事手続）
一定の事件の被害者やその家族などで、裁判所から刑事裁判への参加を許可された方（被害者参加人）の援助を行う弁護士（被害者参加弁護士）の費用等を国が負担する制度

【日本弁護士連合会委託援助】

犯罪被害者法律援助（刑事／行政手続）
一定の犯罪行為による被害者とその家族で資力に乏しい方が、刑事手続、少年審判、行政手続等における援助の支援を受けることができる制度
※犯罪被害者等法律援助（犯罪被害者等支援弁護士制度）や民事法律扶助が利用できる場合は対象外

子どもに対する法律援助（行政／法的手続）
児童虐待その他の事由により人権救済を必要としており、親等からの協力を得られない子どもを対象に、行政手続、訴訟等に関する援助を行う制度
（例）・行政機関（児童相談所等）や施設との交渉代理
・訴訟代理　など

5－3　犯罪被害者支援に関する情報の提供等

（1）犯罪被害者支援ダイヤル

コールセンターには、一般ダイヤル（サポートダイヤル）の電話番号のほか、犯罪被害にあわれた方やその家族などのための専用ダイヤル「犯罪被害者支援ダイヤル0120-079714（なくことないよ）」を設けている。犯罪被害者支援の研修を受けた担当者が、二次的被害を与えることがないように被害者等の心情に配慮しながら、損害の回復や苦痛の軽減につながる法制度や適切な相談窓口の情報提供を行っている。なお、資料5-6は、犯罪被害者支援ダイヤルにたどり着きやすくするために設置している犯罪被害者支援専用Webページであり、ポスターやリーフレット等に二次元コードを掲載して同ページへ誘導している。

資料 5-6　法テラス犯罪被害者支援専用Webページ



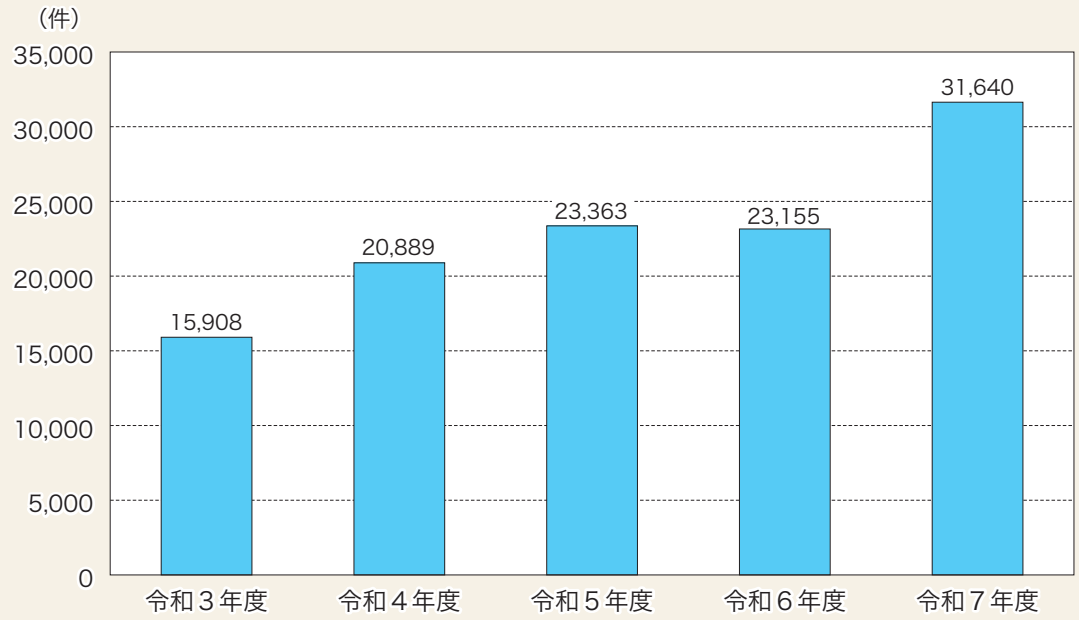
◀専用Webページ
トップ画像

※こちらからページ全体を御覧いただけます。

ア　問合せ件数

犯罪被害者支援ダイヤルにおける問合せ件数の推移は、資料5-7のとおりである。令和７年度は、前年度から約8,500件増加し、過去最多の件数となった。

資料 5-7　犯罪被害者支援ダイヤル問合せ件数の推移



【参考】　業務開始（平成18年10月）～令和７年度末の問合せ件数（累計）

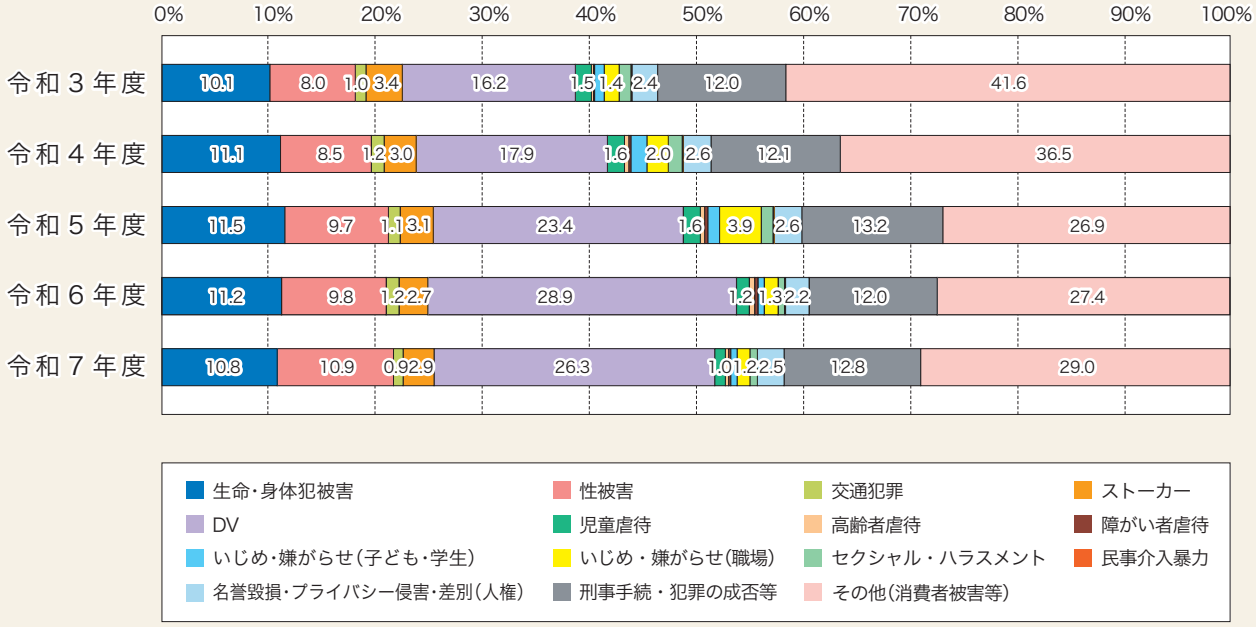
犯罪被害者支援ダイヤル（件数）	282,996 件

イ　問合せ内容

令和７年度の犯罪被害者支援ダイヤルにおける問合せ分野別内訳は、資料5-8のとおりである。

DVに関する問合せが最も大きな割合を占め、次いで刑事手続・犯罪の成否等に関する問合せ、性被害に関する問合せと続いた。

資料5-8　犯罪被害者支援ダイヤル問合せ分野別内訳の推移

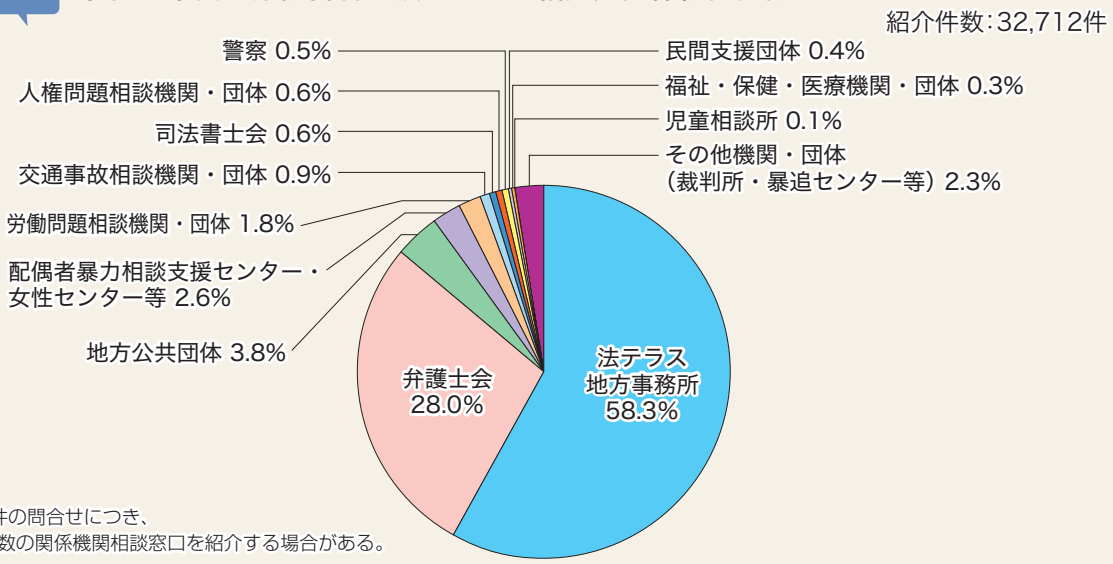


被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障がい者虐待	いじめ・嫌がらせ（子ども・学生）	いじめ・嫌がらせ（職場）	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別（人権）	刑事手続・犯罪の成否等	その他（消費者被害等）
令和3年度	10.1%	8.0%	1.0%	3.4%	16.2%	1.5%	0.2%	0.1%	0.9%	1.4%	1.1%	0.1%	2.4%	12.0%	41.6%
令和4年度	11.1%	8.5%	1.2%	3.0%	17.9%	1.6%	0.4%	0.2%	1.5%	2.0%	1.3%	0.1%	2.6%	12.1%	36.5%
令和5年度	11.5%	9.7%	1.1%	3.1%	23.4%	1.6%	0.4%	0.3%	1.1%	3.9%	1.1%	0.1%	2.6%	13.2%	26.9%
令和6年度	11.2%	9.8%	1.2%	2.7%	28.9%	1.2%	0.5%	0.3%	0.6%	1.3%	0.6%	0.1%	2.2%	12.0%	27.4%
令和7年度	10.8%	10.9%	0.9%	2.9%	26.3%	1.0%	0.3%	0.2%	0.6%	1.2%	0.7%	0.0%	2.5%	12.8%	29.0%

ウ　紹介先

令和７年度に犯罪被害者支援ダイヤルで受け付けた問合せに対する紹介先の割合は、法テラス地方事務所が最も高く58.3%を占めている。これは犯罪の被害にあわれた方やその家族などにとってアクセスしやすい地方事務所を紹介し、その地方事務所において各種援助制度の案内や弁護士紹介などを行っているためである。次いで弁護士会が28.0%を占めるが、これは各地方の弁護士会で行う法律相談を案内することが多いためである。その他、DV被害に関して配偶者暴力相談支援センター、パワハラ・セクハラ等被害に関して労働問題相談機関・団体など、法的支援以外の支援が必要な場合には、被害内容に応じた相談窓口の紹介を行っている。

資料5-9　令和７年度犯罪被害者支援ダイヤル紹介先関係機関内訳



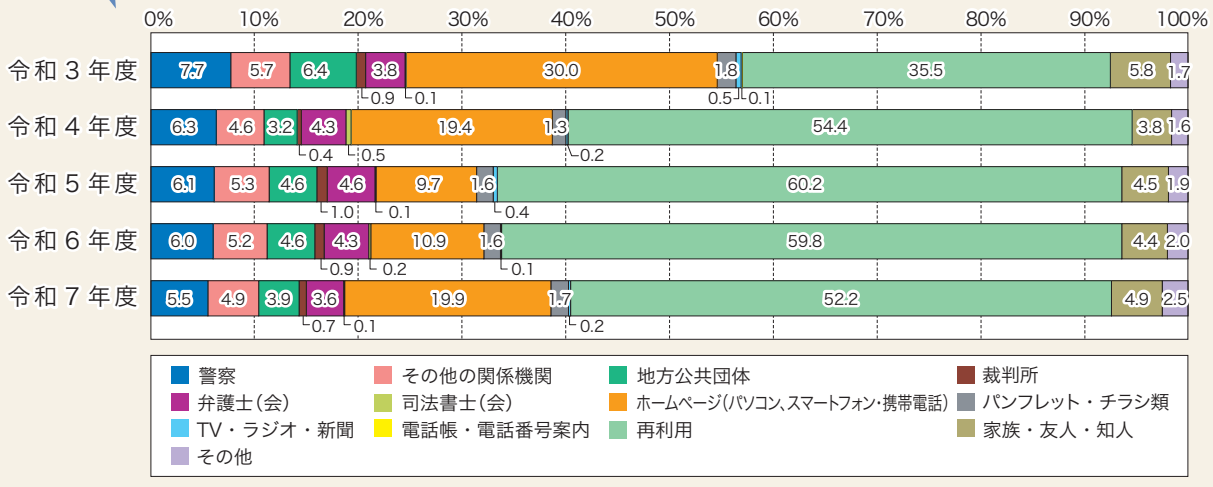
（注）１件の問合せにつき、複数の関係機関相談窓口を紹介する場合がある。

エ　認知媒体

令和７年度の犯罪被害者支援ダイヤルにおける認知媒体(注)の内訳は、資料5-10のとおりである。再利用を除き、ホームページが最も高い割合を占めており、次いで警察となっている。

（注）認知媒体：利用者が法テラスを知った媒体のこと

資料5-10　犯罪被害者支援ダイヤルにおける認知媒体内訳の推移



（注）認知媒体は、任意で回答を得られたものを基に算出

（2）地方事務所

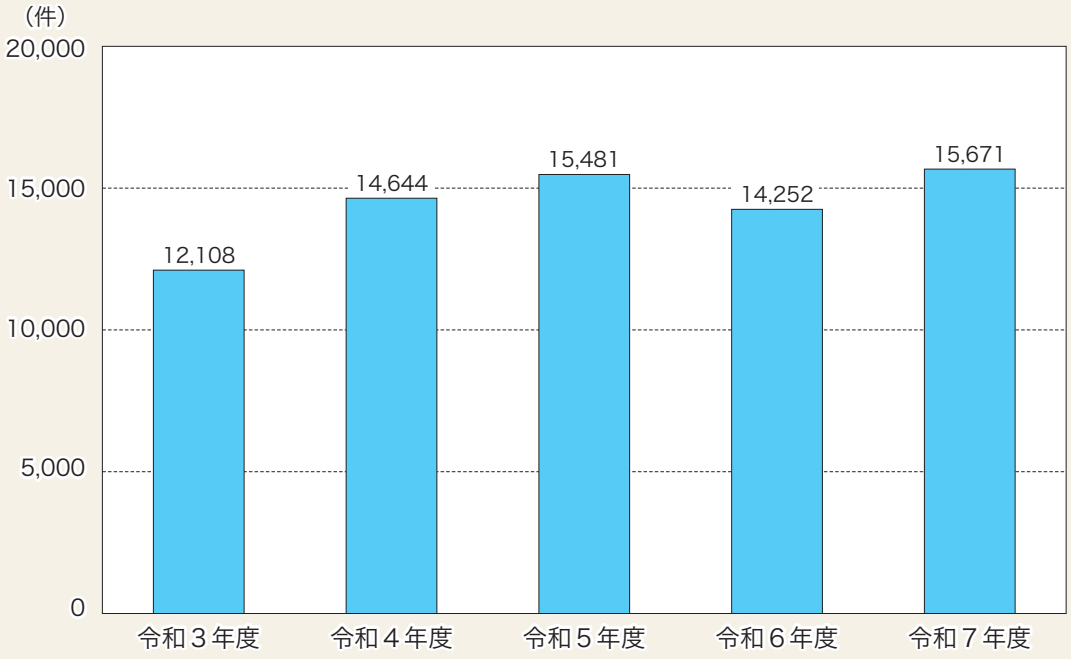
全国の地方事務所では、犯罪被害者支援ダイヤルと同様の情報提供を面談と電話により行うほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、DV等被害者法律相談援助業務及び被害者国選弁護関連業務における指名通知、犯罪被害者等法律援助業務を行っている。

ア　問合せ件数

地方事務所における問合せ件数は、資料5-11のとおりである。地方事務所ごとに広報活動を工夫するとともに、関係機関との連携を通じて業務内容の周知に取り組んでいる。

近年は15,000件前後で推移しており、令和７年度においては、過去最高であった平成21年度の15,616件を上回る件数となった。

資料 5-11　地方事務所問合せ件数の推移



【参考】　業務開始（平成18年10月）～令和７年度末の問合せ件数（累計）

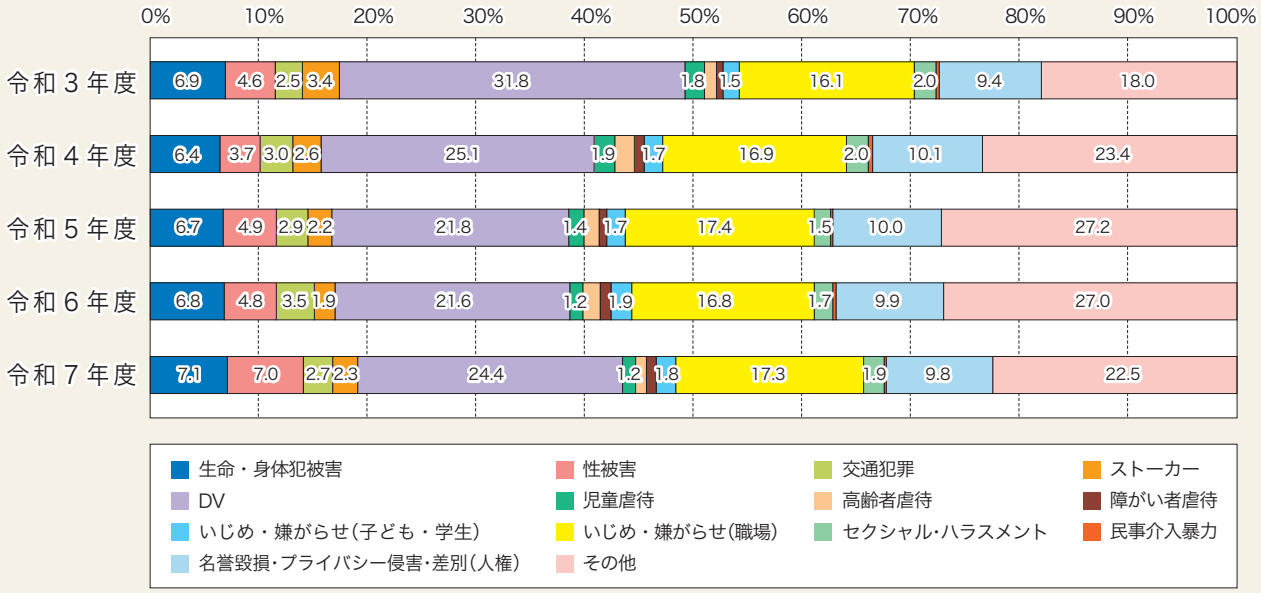
地方事務所（件数）	253,721件

（注）「令和6年度版法テラス白書」にて、令和5年度の件数が過去最高である旨の記載となっていたが、正しくは今回記載のとおり平成21年度の件数が過去最高であったので訂正する。

イ　問合せ内容

令和７年度の問合せ分野別内訳は、資料5-12のとおりである。DVに関する問合せの割合が依然として高く、全体の24.4%を占め、次いでいじめ・嫌がらせ（職場）と続いている。

資料5-12　地方事務所問合せ分野別内訳の推移



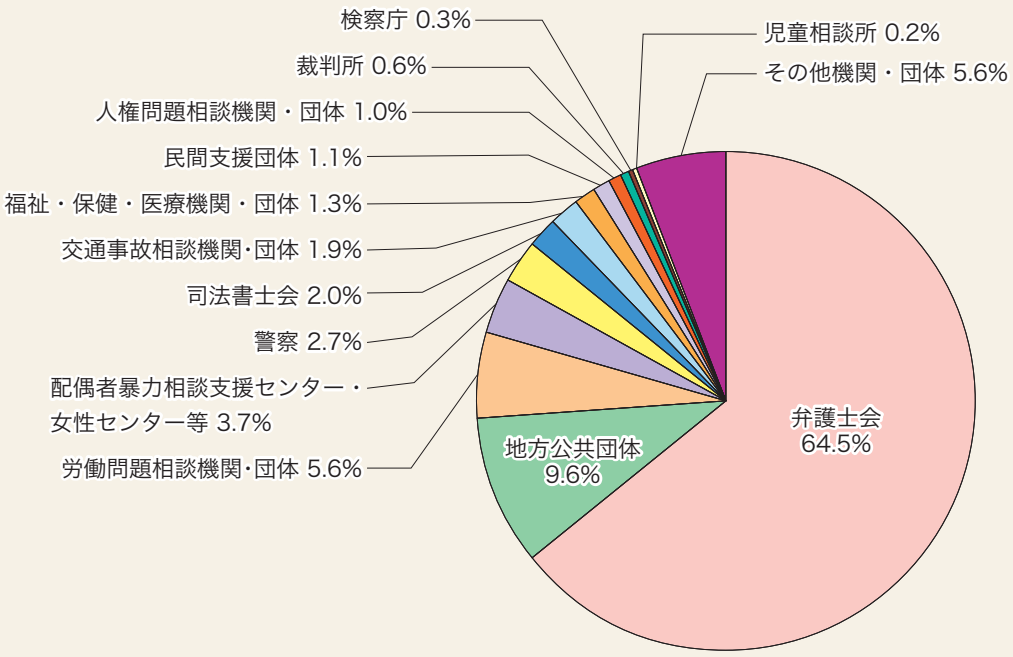
被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障がい者虐待	いじめ・嫌がらせ(子ども・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	その他
令和3年度	6.9%	4.6%	2.5%	3.4%	31.8%	1.8%	1.1%	0.6%	1.5%	16.1%	2.0%	0.3%	9.4%	18.0%
令和4年度	6.4%	3.7%	3.0%	2.6%	25.1%	1.9%	1.8%	0.9%	1.7%	16.9%	2.0%	0.4%	10.1%	23.4%
令和5年度	6.7%	4.9%	2.9%	2.2%	21.8%	1.4%	1.4%	0.7%	1.7%	17.4%	1.5%	0.2%	10.0%	27.2%
令和6年度	6.8%	4.8%	3.5%	1.9%	21.6%	1.2%	1.6%	1.0%	1.9%	16.8%	1.7%	0.3%	9.9%	27.0%
令和7年度	7.1%	7.0%	2.7%	2.3%	24.4%	1.2%	1.0%	0.9%	1.8%	17.3%	1.9%	0.2%	9.8%	22.5%

ウ　紹介先

令和７年度に地方事務所で受け付けた問合せに対する紹介先の割合は、弁護士会が64.5%と最も高く、過半数を占めている。これは、地方事務所で行う相談以外に各地の弁護士会の相談を利用するケースが多いためである。次いで地方公共団体が9.6%、労働問題相談機関・団体が5.6%と高い割合になった。

資料5-13　令和７年度地方事務所紹介先関係機関内訳

紹介件数:6,508件



（注）１件の問合せにつき、複数の関係機関相談窓口を紹介する場合がある。

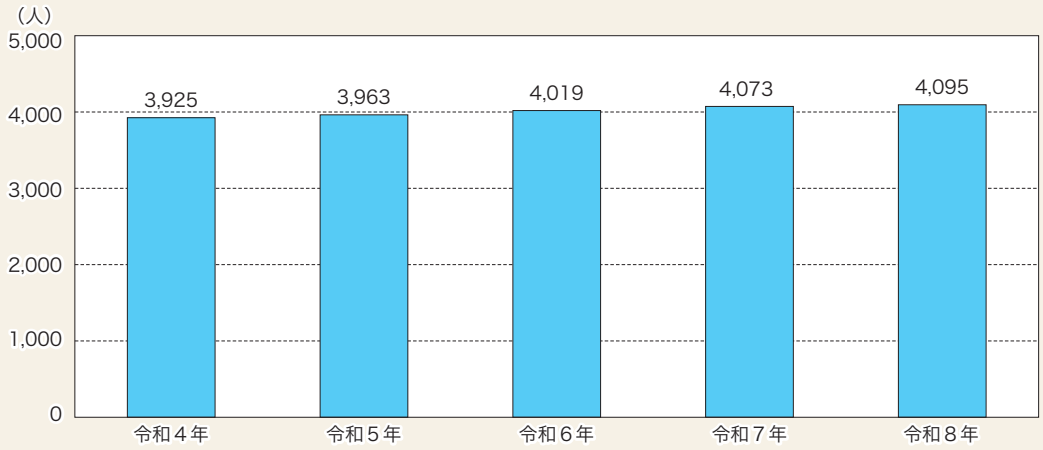
エ　犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介業務

法テラスでは、犯罪の被害について弁護士に相談をしたくてもその接点がない方のために、個々の状況に応じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行っている。

（ア）弁護士数

弁護士会から推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の数は、令和８年４月１日現在で前年度より22名増加の4,095名となった。今後も日本弁護士連合会や各地の弁護士会との連携により、弁護士確保の取組を進めていく。

資料 5-14　犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移



（注１）いずれも４月１日現在
（注２）上記弁護士数には、常勤弁護士を含む。

資料 5-15　犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移（地方事務所別）

（人）

地方事務所名	人数				
	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
札　幌	215	230	232	234	237
函　館	33	33	34	35	32
旭　川	15	15	15	18	17
釧　路	32	33	34	34	34
青　森	25	27	24	24	23
岩　手	24	24	30	30	35
宮　城	60	71	74	80	86
秋　田	35	34	33	37	39
山　形	59	58	57	58	58
福　島	44	45	47	51	50
茨　城	79	81	78	74	71
栃　木	56	58	58	56	56
群　馬	51	51	55	55	55
埼　玉	48	47	46	45	54
千　葉	109	84	108	124	132
東　京	413	420	431	438	450
神奈川	218	209	197	181	167
新　潟	89	91	92	92	92
富　山	31	31	31	35	35
石　川	37	38	41	44	19
福　井	47	46	50	49	48
山　梨	35	35	39	38	34
長　野	160	162	165	166	167
岐　阜	40	39	40	39	40
静　岡	84	84	84	84	88

（人）

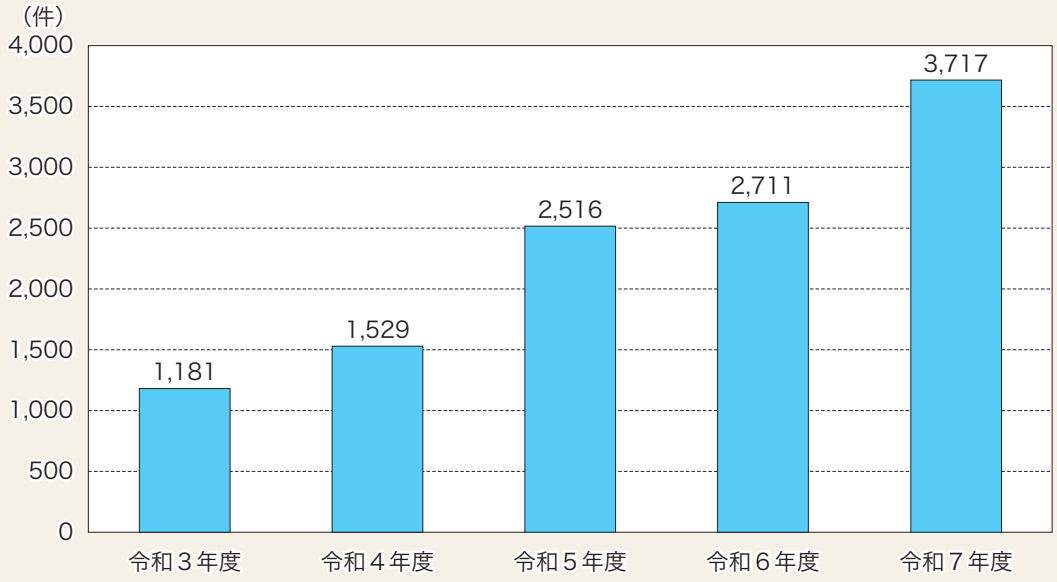
地方事務所名	人数				
	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
愛　知	157	152	153	143	152
三　重	44	38	38	36	34
滋　賀	35	35	34	34	35
京　都	214	209	202	199	207
大　阪	232	268	295	355	369
兵　庫	189	192	189	197	203
奈　良	32	33	27	29	34
和歌山	45	44	44	43	28
鳥　取	21	21	21	22	24
島　根	25	28	27	26	26
岡　山	43	45	44	33	34
広　島	44	44	43	44	52
山　口	36	36	44	43	48
徳　島	41	28	28	29	34
香　川	44	48	51	50	52
愛　媛	31	42	41	40	49
高　知	37	36	40	38	38
福　岡	270	264	258	257	251
佐　賀	49	49	49	49	50
長　崎	56	56	57	48	51
熊　本	40	57	56	56	55
大　分	64	63	64	60	63
宮　崎	32	32	26	25	29
鹿児島	41	37	34	35	34
沖　縄	64	60	59	61	24
合　計	3,925	3,963	4,019	4,073	4,095

（注１）いずれも４月１日現在
（注２）上記弁護士数には、常勤弁護士を含む。

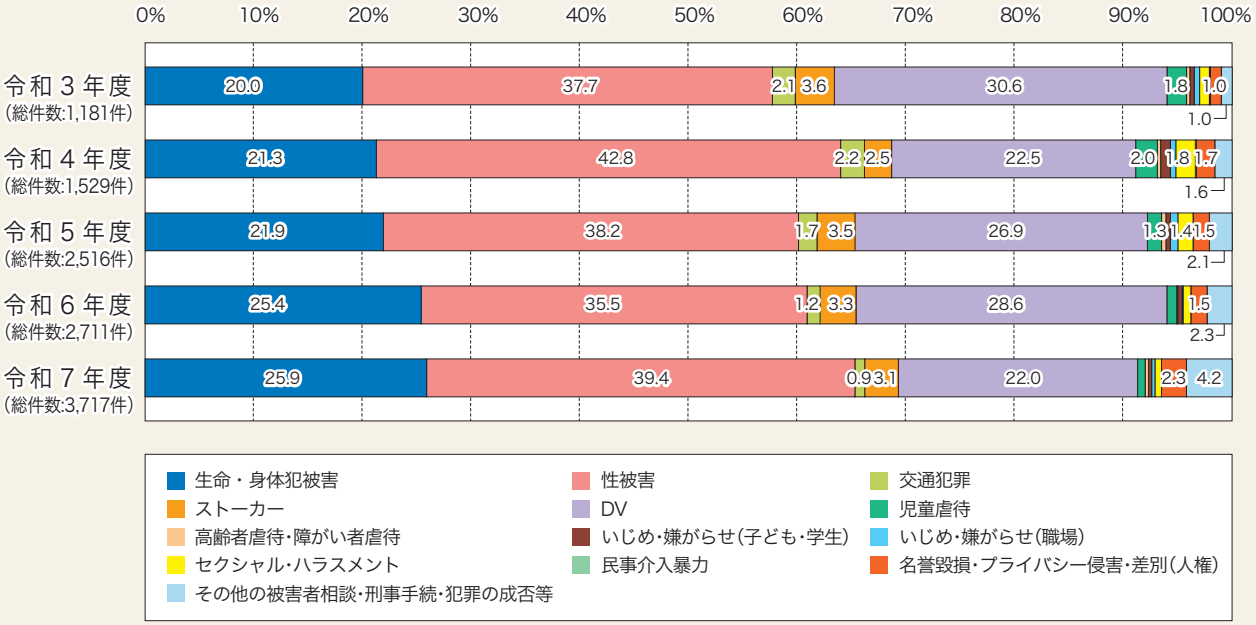
（イ）弁護士紹介件数

令和７年度の弁護士紹介件数は、制度開始以来最多であった前年度を約1,000件上回る3,717件であった。近年のニーズの高まりを受け、今後も全国で弁護士を紹介する体制の強化を図っていく。弁護士を紹介した案件の主な被害種別は、性被害、生命・身体犯被害、DVの順に多く、この３つで全体の87.3%を占めている。

資料 5-16 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数の推移



資料5-17 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介案件の被害種別内訳の推移



被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待・障がい者虐待	いじめ・嫌がらせ(子ども・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	その他の被害者相談・刑事手続・犯罪の成否等
令和3年度(総件数:1,181件)	20.0%	37.7%	2.1%	3.6%	30.6%	1.8%	0.3%	0.4%	0.5%	0.9%	0.1%	1.0%	1.0%
令和4年度(総件数:1,529件)	21.3%	42.8%	2.2%	2.5%	22.5%	2.0%	0.3%	0.9%	0.5%	1.8%	0.1%	1.7%	1.6%
令和5年度(総件数:2,516件)	21.9%	38.2%	1.7%	3.5%	26.9%	1.3%	0.4%	0.4%	0.7%	1.4%	0.0%	1.5%	2.1%
令和6年度(総件数:2,711件)	25.4%	35.5%	1.2%	3.3%	28.6%	0.9%	0.1%	0.4%	0.1%	0.7%	0.0%	1.5%	2.3%
令和7年度(総件数:3,717件)	25.9%	39.4%	0.9%	3.1%	22.0%	0.7%	0.3%	0.3%	0.3%	0.6%	0.0%	2.3%	4.2%

5－4　DV等被害者法律相談援助業務

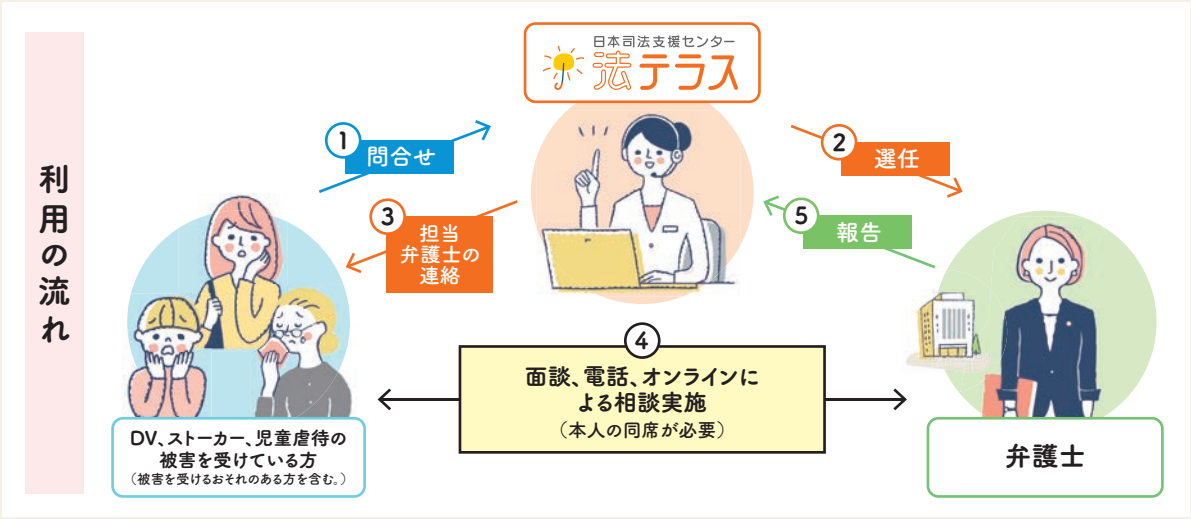
（1）ＤＶ等被害者法律相談援助業務の概要

法テラスでは、DV、ストーカー及び児童虐待の被害を受けている方（被害を受けるおそれのある方を含む。）を対象に、「DV等被害者法律相談援助」を実施している。

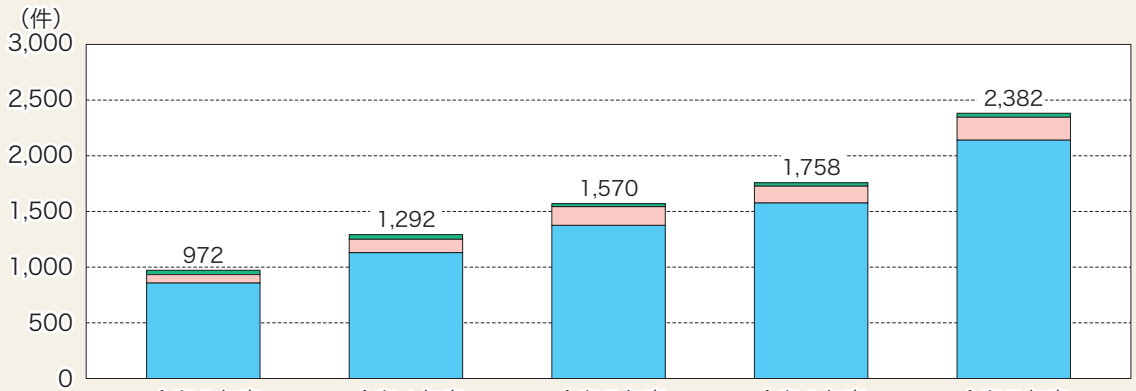
この業務は、事案の特殊性から速やかに弁護士へつないで法律相談を実施することを目指しており、対象者の資力にかかわらず、再被害の防止に必要であれば刑事・民事を問わず相談を実施できることなどを特徴としている（ただし、対象者が一定の基準を超える資産を有する場合、法律相談料は対象者の負担となる。）。

資料5-18は、制度利用の流れを説明したものであり、年度別援助件数の推移は、資料5-19のとおりである。令和７年度は、制度開始以来最多であった前年度をさらに上回る2,382件となった。事件類型別の割合は、DVが全体の89.8%を占め、次いでストーカーが8.6%、児童虐待が1.5%であった。

資料 5-18　DV等被害者法律相談援助制度利用の流れ



資料 5-19　DV等被害者法律相談援助件数の推移

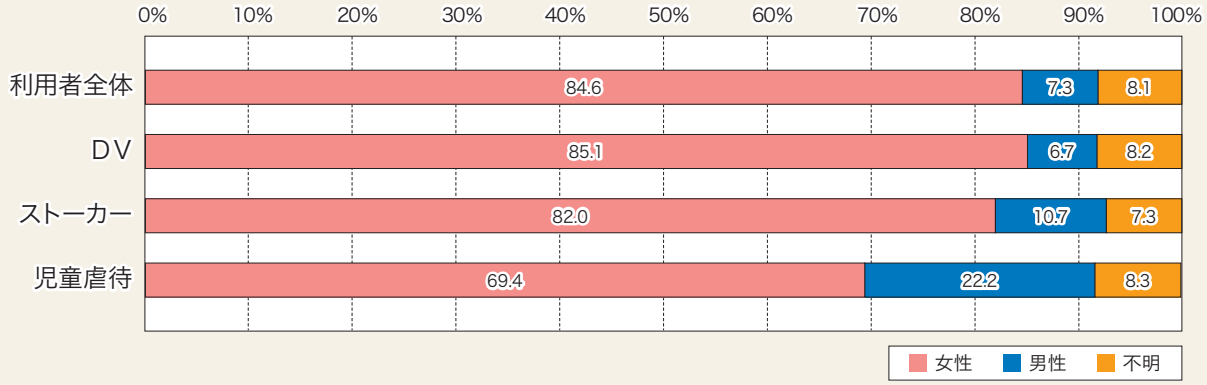


	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
合計	972	1,292	1,570	1,758	2,382
児童虐待	39	42	27	31	36
ストーカー	76	120	168	151	206
DV	857	1,130	1,375	1,576	2,140

利用者の性別・年代の内訳は、資料5-20及び資料5-21のとおりである。女性利用者が大きな割合を占めているが、男性利用者も一定数見られた。利用者全体を年代別に見ると、30代が29.6%と最も多く、20代から40代が全体の76.8%を占めた。

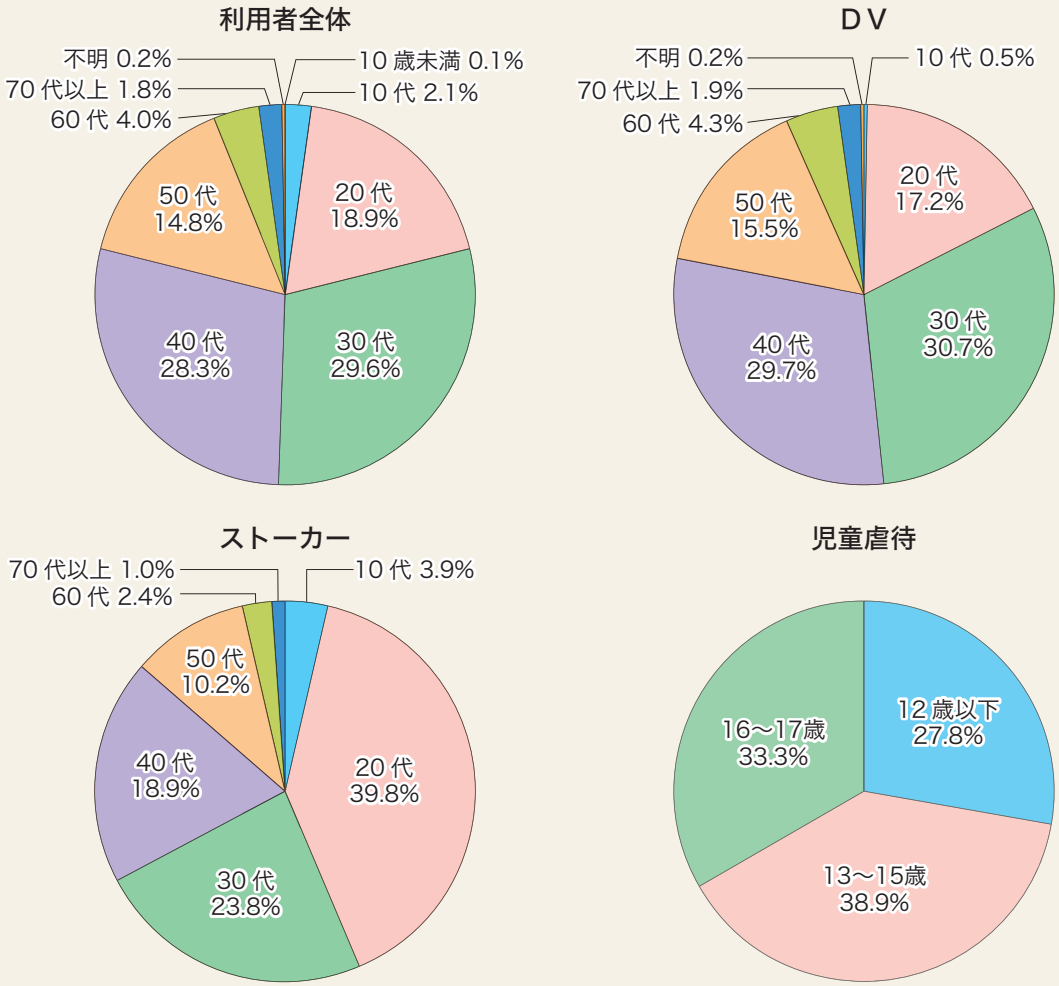
資料5-20　令和７年度DV等被害者法律相談援助利用者の性別

総件数：2,382件



資料 5-21　令和７年度ＤＶ等被害者法律相談援助利用者の年代

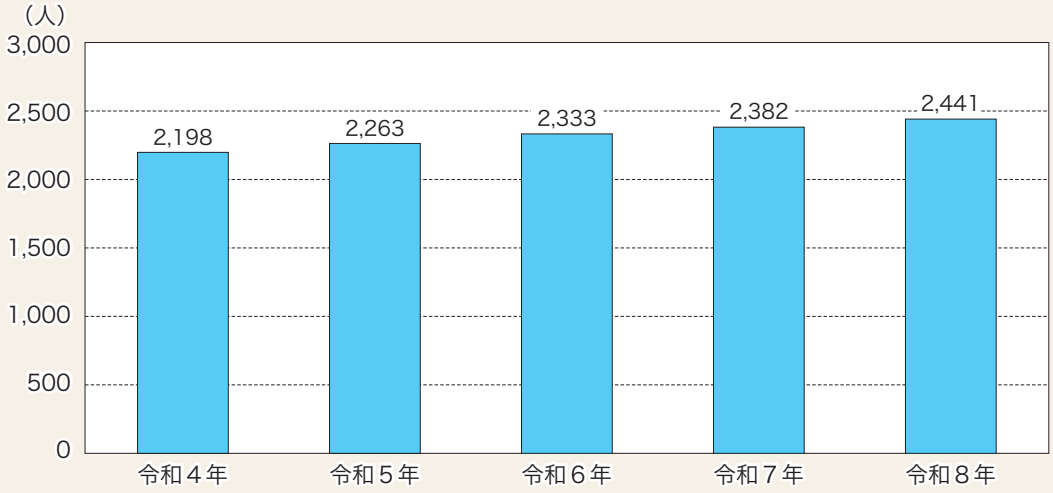
総件数：2,382件



DV等被害者援助弁護士数の推移は、資料5-22のとおりである。令和８年４月１日現在で前年度より59名増加の2,441名となった。

地方事務所別のDV等被害者援助弁護士数は、資料5-23のとおりである。

資料 5-22 DV等被害者援助弁護士数の推移



（注１）いずれも４月１日現在
（注２）契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

資料 5-23 DV等被害者援助弁護士数の推移（地方事務所別）

（人）

地方事務所名	人数				
	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
札幌	104	109	109	111	115
函館	18	19	22	23	23
旭川	23	21	20	21	21
釧路	35	36	38	39	38
青森	22	22	21	24	24
岩手	28	28	30	33	33
宮城	49	49	49	50	52
秋田	11	12	12	12	11
山形	38	39	38	38	36
福島	40	39	41	41	40
茨城	38	37	36	37	37
栃木	12	12	12	12	12
群馬	28	27	34	35	35
埼玉	58	63	67	68	68
千葉	46	48	61	65	69
東京	306	320	324	335	334
神奈川	111	124	132	133	142
新潟	50	59	67	76	80
富山	21	20	21	21	22
石川	63	62	61	63	62
福井	32	31	30	28	28
山梨	31	30	30	30	29
長野	31	31	32	31	32
岐阜	23	23	23	23	25
静岡	59	59	60	60	61

（人）

地方事務所名	人数				
	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
愛知	86	85	86	86	87
三重	14	15	16	15	15
滋賀	21	20	20	20	23
京都	43	44	45	50	54
大阪	77	84	86	95	101
兵庫	39	43	46	46	47
奈良	45	50	51	51	52
和歌山	34	34	33	31	30
鳥取	24	24	24	26	26
島根	15	16	16	16	16
岡山	42	40	40	38	40
広島	25	25	29	29	38
山口	29	29	30	30	32
徳島	22	23	23	24	27
香川	27	30	30	29	29
愛媛	18	21	21	22	21
高知	19	19	17	16	15
福岡	123	119	120	120	126
佐賀	28	28	29	28	28
長崎	48	48	49	47	44
熊本	33	32	33	33	33
大分	59	60	60	61	64
宮崎	18	18	21	21	21
鹿児島	15	15	17	17	19
沖縄	17	21	21	22	24
合計	2,198	2,263	2,333	2,382	2,441

（注１）いずれも４月１日現在
（注２）契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

（2）児童虐待に関する取組

資料5-24の児童向けポスター及びポケットカードを使って制度周知に取り組むとともに、資料5-25の児童虐待をテーマにした制度周知用アニメーション動画の配信を行っている。

資料 5-24　児童向けポスター及びポケットカード



資料 5-25　制度周知用アニメーション動画



公式YouTube

※こちらから動画を御覧いただけます。

5－5 被害者国選弁護関連業務

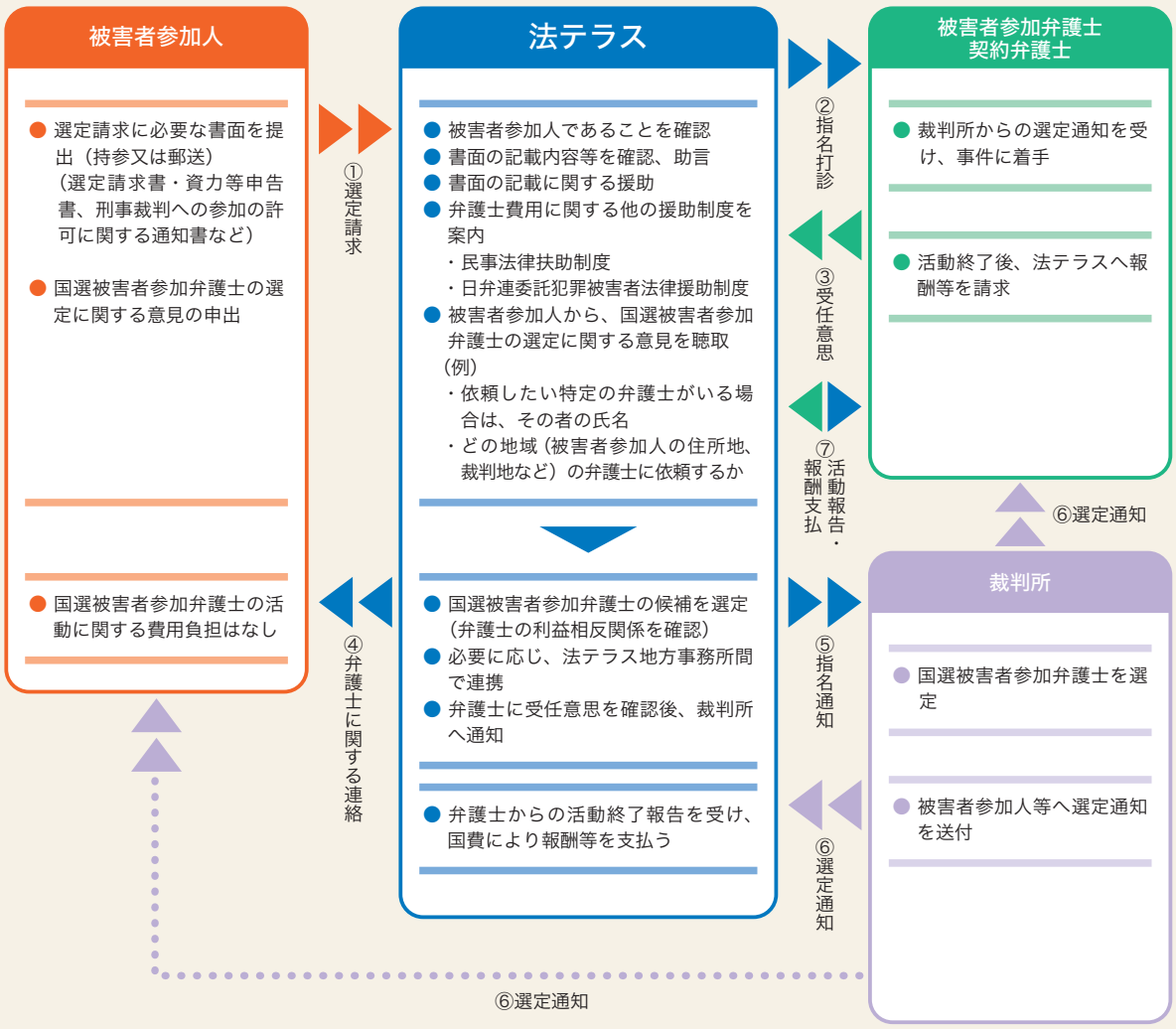
（1）被害者参加制度と被害者参加人のための国選弁護制度の概要

被害者参加制度とは、一定の犯罪の被害者等が、裁判所の許可を受けて公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度である。一定の犯罪とは、①殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、②不同意わいせつ・不同意性交等（令和５年７月の改正刑法施行以前における罪名は強制わいせつ・強制性交等）等の罪、③自動車運転過失致死傷等の罪、④逮捕及び監禁の罪、⑤略取、誘拐、人身売買の罪等である。

被害者参加人のための国選弁護制度とは、刑事裁判への参加を許可された被害者等（被害者参加人）が、経済的に余裕がない場合でも弁護士による援助を受けられるように、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度である。

法テラスでは、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、被害者参加人からの選定請求の受付及び意見聴取、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務を行っている。

資料 5-26 国選被害者参加弁護士の選定請求手続の流れ



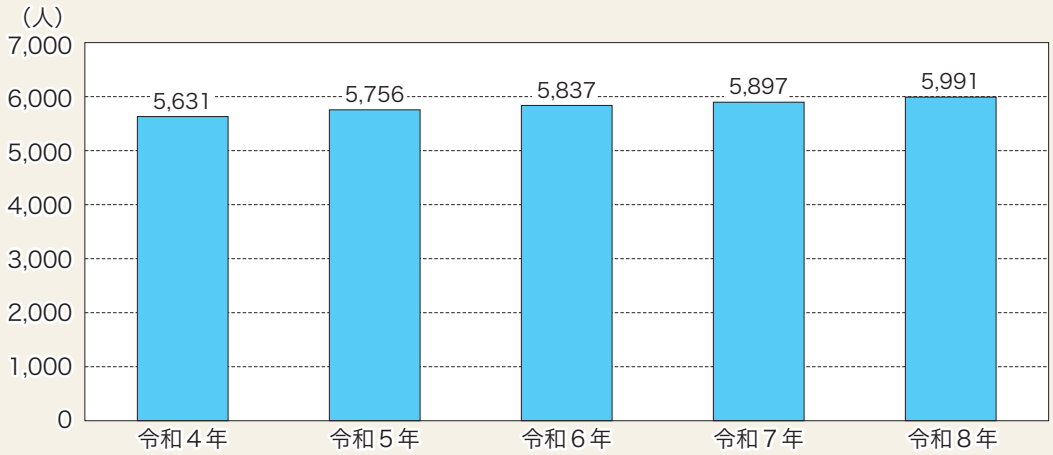
（2）被害者国選弁護関連業務の実施状況

ア　被害者参加弁護士契約弁護士

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は、令和８年４月１日現在で前年度より94名増加の5,991名となった。

被害者参加人のための国選弁護制度の円滑な実施のために、今後も日本弁護士連合会や各地の弁護士会との連携のもと、契約弁護士確保の取組を進めていく。

資料 5-27　被害者参加弁護士契約弁護士数の推移



（注１）いずれも４月１日現在
（注２）契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

資料 5-28　被害者参加弁護士契約弁護士数の推移（地方事務所別）

（人）

地方事務所名	人数				
	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
札　幌	233	252	255	258	265
函　館	35	35	35	35	34
旭　川	58	56	55	54	56
釧　路	51	53	51	52	50
青　森	31	32	30	29	27
岩　手	35	36	38	38	39
宮　城	104	111	117	123	129
秋　田	25	26	26	27	27
山　形	54	56	55	55	54
福　島	50	50	53	53	52
茨　城	144	142	149	148	146
栃　木	82	85	84	87	88
群　馬	82	83	91	90	90
埼　玉	90	92	97	102	102
千　葉	248	249	251	253	252
東　京	804	821	837	855	876
神奈川	275	280	283	288	295
新　潟	119	125	123	125	125
富　山	40	40	40	38	40
石　川	52	51	51	50	52
福　井	61	62	61	61	63
山　梨	44	44	44	44	44
長　野	148	154	154	150	153
岐　阜	37	37	39	39	38
静　岡	118	118	122	123	127

（人）

地方事務所名	人数				
	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
愛　知	181	189	191	198	219
三　重	60	60	56	54	56
滋　賀	44	48	49	51	54
京　都	199	197	197	198	206
大　阪	312	333	340	348	354
兵　庫	174	178	180	182	188
奈　良	86	90	91	89	93
和歌山	58	57	57	56	55
鳥　取	37	37	38	39	42
島　根	40	42	43	44	45
岡　山	86	90	93	95	93
広　島	166	167	167	166	169
山　口	98	97	99	97	95
徳　島	49	48	49	50	50
香　川	42	46	46	48	48
愛　媛	43	46	46	48	51
高　知	54	56	54	52	52
福　岡	316	312	316	325	324
佐　賀	70	71	77	76	77
長　崎	92	92	94	92	84
熊　本	131	130	128	129	129
大　分	77	78	80	79	78
宮　崎	91	93	94	92	91
鹿児島	41	41	40	42	43
沖　縄	64	68	71	70	71
合　計	5,631	5,756	5,837	5,897	5,991

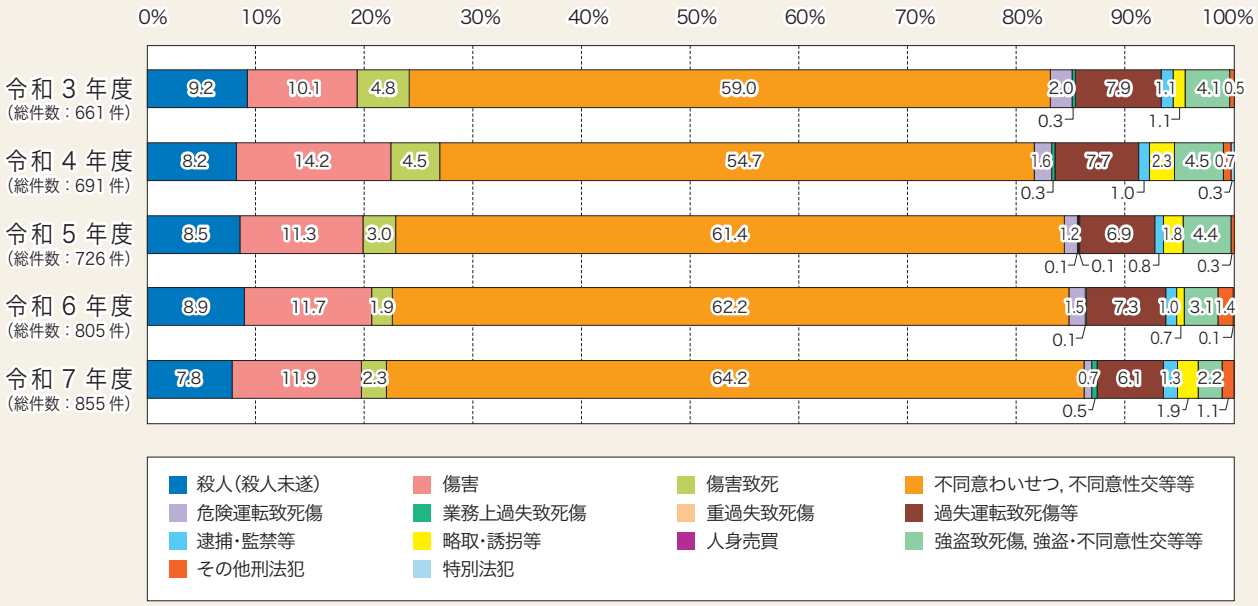
（注１）いずれも４月１日現在
（注２）契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

イ　選定請求状況

令和７年度は過去最多となる855件の選定請求を受け、制度が施行された平成20年12月から令和８年３月までに受け付けた選定請求は累計9,134件となった。

過去５年間の罪名内訳をみると、不同意わいせつ・不同意性交等等の罪の割合が最も高く、令和７年度においては前年度を超える64.2%となった。

資料5-29　選定請求件数及び罪名内訳の推移



被害種別	殺人（殺人未遂）	傷害	傷害致死	不同意わいせつ，不同意性交等等	危険運転致死傷	業務上過失致死傷	重過失致死傷	過失運転致死傷等	逮捕・監禁等	略取・誘拐等	人身売買	強盗致死傷，強盗・不同意性交等等	その他刑法犯	特別法犯
令和3年度（総件数:661件）	9.2%	10.1%	4.8%	59.0%	2.0%	0.3%	0.0%	7.9%	1.1%	1.1%	0.0%	4.1%	0.5%	0.0%
令和4年度（総件数:691件）	8.2%	14.2%	4.5%	54.7%	1.6%	0.3%	0.0%	7.7%	1.0%	2.3%	0.0%	4.5%	0.7%	0.3%
令和5年度（総件数:726件）	8.5%	11.3%	3.0%	61.4%	1.2%	0.1%	0.1%	6.9%	0.8%	1.8%	0.0%	4.4%	0.3%	0.0%
令和6年度（総件数:805件）	8.9%	11.7%	1.9%	62.2%	1.5%	0.1%	0.0%	7.3%	1.0%	0.7%	0.0%	3.1%	1.4%	0.1%
令和7年度（総件数:855件）	7.8%	11.9%	2.3%	64.2%	0.7%	0.5%	0.0%	6.1%	1.3%	1.9%	0.0%	2.2%	1.1%	0.0%

資料 5-30　通常第一審事件のうち被害者参加を許可された人員数と国選被害者参加弁護士への委託人員数（司法統計による）

（人）

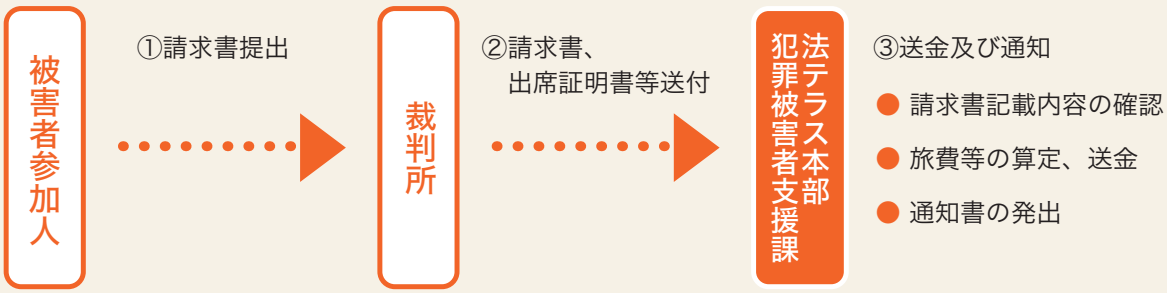
	被害者参加を許可された人員数 ①	国選被害者参加弁護士への委託人員数 ②	国選被害者参加弁護士が付された割合 ②／①
令和７年	1,754	798	45.5%

5－6　被害者参加旅費等支給業務

（1）被害者参加旅費等支給制度の概要

被害者参加旅費等支給制度とは、被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席した被害者等に、国がその旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的に支援する制度である。資力等にかかわらず、全ての被害者参加人が支給を受けることができる。法テラスでは、旅費等の算定及び送金業務などを行っている。

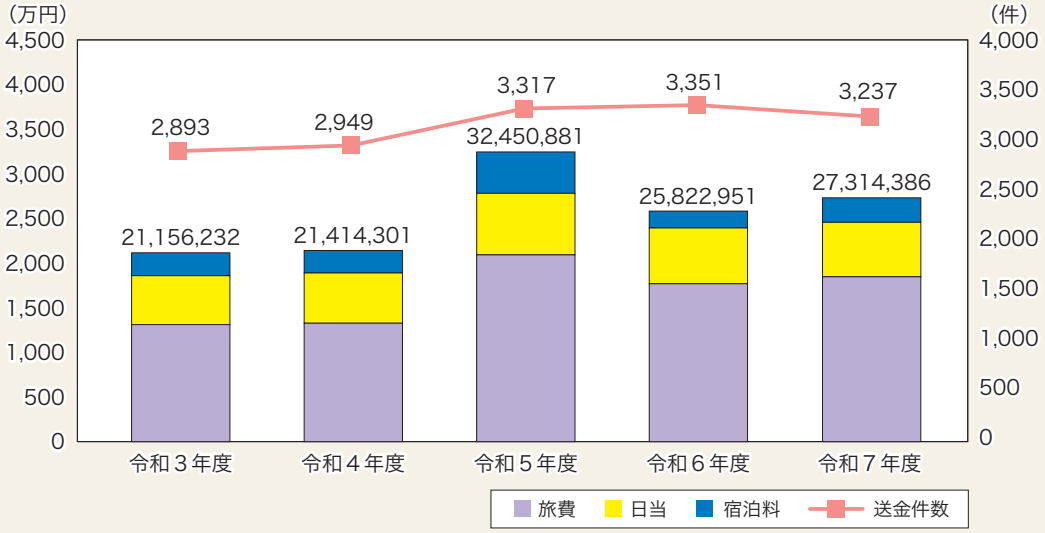
資料 5-31　**被害者参加旅費等の支給の流れ**



（2）被害者参加旅費等支給業務の実績

令和７年度は被害者参加人から3,340件の請求を受け、計2731万4386円の旅費等を送金した。今後も裁判所等と連携して、迅速な旅費等の支給に努める。

資料 5-32　**被害者参加旅費等支給業務実績の推移**



	請求件数	送金		旅費		日当		宿泊料	
		件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）
令和３年度	2,977	2,893	21,156,232	2,831	13,106,232	2,816	5,480,800	131	2,569,200
令和４年度	2,816	2,949	21,414,301	2,870	13,263,301	2,875	5,631,200	149	2,519,800
令和５年度	3,303	3,317	32,450,881	3,205	20,919,161	3,259	6,894,900	240	4,636,820
令和６年度	3,346	3,351	25,822,951	3,256	17,686,451	3,296	6,246,200	105	1,890,300
令和７年度	3,340	3,237	27,314,386	3,150	18,465,490	3,172	6,097,900	155	2,750,996
計	15,782	15,747	128,158,751	15,312	83,440,635	15,418	30,351,000	780	14,367,116

5－7 犯罪被害者等法律援助業務（犯罪被害者等支援弁護士制度）

法テラスでは、殺人や性犯罪などの犯罪被害にあわれた方やその家族などが、刑事・民事・行政その他の様々な手続について、弁護士による法律相談や法律事務等（以下「代理援助」という。）を原則として無料で受けられる制度の運用を令和８年１月13日から開始した。

この援助は、令和８年１月13日以降に被害にあわれた方が対象であり、被害者本人が亡くなった場合などには、家族などが利用できる場合がある。

資料5-33は、利用の流れを説明したものである。

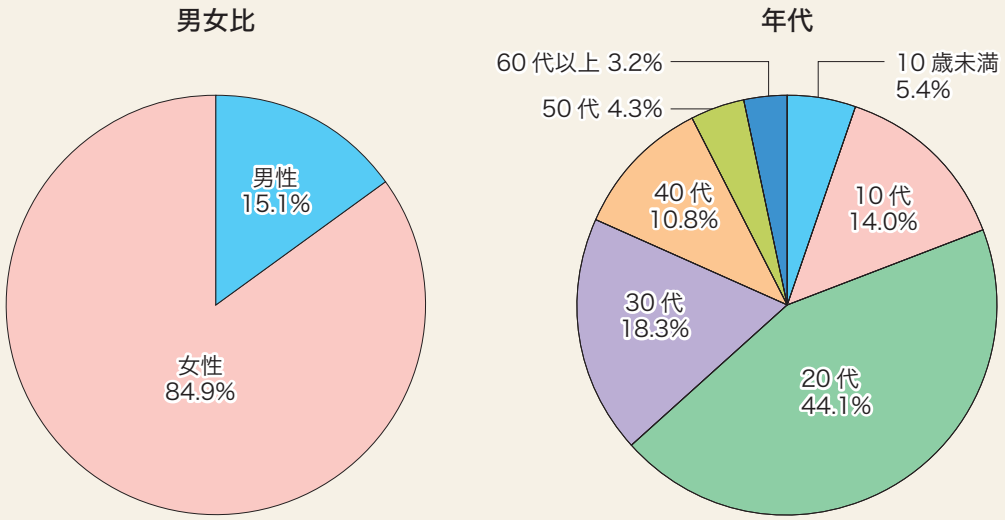
資料 5-33 犯罪被害者等法律援助利用の流れ



令和７年度の法律相談援助件数は93件となり、被害種別は性犯罪が最も多く、次に重傷害、殺人等となった。利用者の性別・年代は、資料5-34のとおりである。女性利用者が全体の84.9%を占めており、年代を見ると、20代が44.1%と最も高い割合となった。

資料 5-34　令和７年度犯罪被害者等法律援助相談利用者の性別・年代

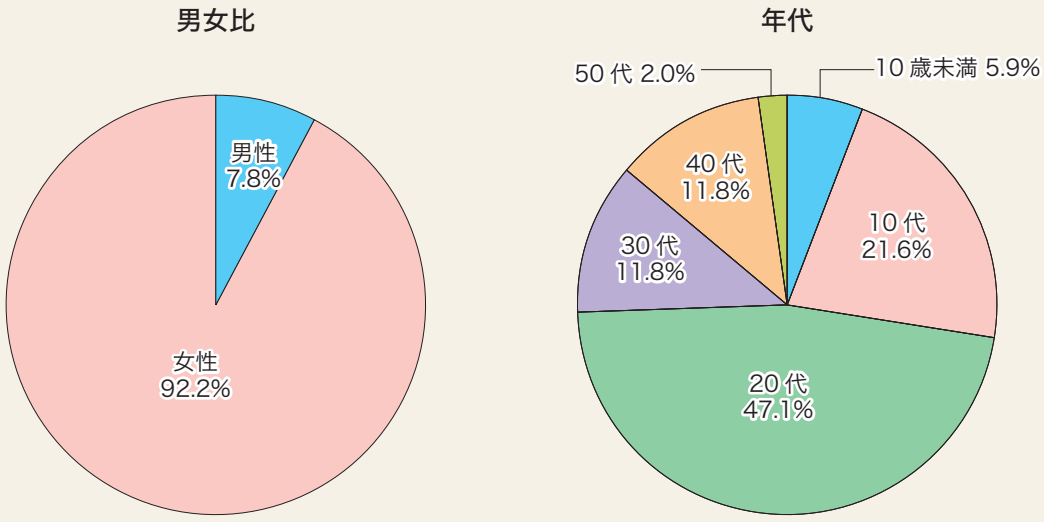
総件数：93件



令和７年度の代理援助件数は51件となり、被害種別は性犯罪が最も多く、次に殺人等、重傷害となった。利用者の性別・年代は、資料5-35のとおりである。女性利用者が全体の90%以上を占めており、年代を見ると、20代が47.1%と最も高い割合となった。

資料 5-35　令和７年度犯罪被害者等法律援助代理援助利用者の性別・年代

総件数：51件



犯罪被害者等法律援助契約弁護士数は、資料5-36のとおりである。令和８年４月１日現在の契約弁護士数は、1,362名となった。

資料 5-36 **犯罪被害者等法律援助契約弁護士数**（地方事務所別）

（人）

地方事務所名	人数 令和8年	地方事務所名	人数 令和8年
札幌	38	愛知	67
函館	13	三重	13
旭川	4	滋賀	11
釧路	26	京都	35
青森	13	大阪	81
岩手	16	兵庫	30
宮城	49	奈良	23
秋田	8	和歌山	16
山形	14	鳥取	6
福島	27	島根	18
茨城	34	岡山	22
栃木	11	広島	21
群馬	15	山口	13
埼玉	26	徳島	32
千葉	56	香川	23
東京	211	愛媛	18
神奈川	83	高知	7
新潟	27	福岡	75
富山	14	佐賀	5
石川	25	長崎	16
福井	14	熊本	11
山梨	10	大分	17
長野	7	宮崎	15
岐阜	3	鹿児島	18
静岡	15	沖縄	10
		合計	1,362

（注１）いずれも４月１日現在
（注２）契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。